

市民生活

戸籍と住民基本台帳

市民の身分関係及び居住関係を登録し、公証する戸籍や住民基本台帳は、各種行政施策の基礎資料となるばかりでなく、市民の社会生活上においても重要な役割を果たしている。市民生活に直結するこれら住民票・戸籍の証明、住所異動届出、戸籍届出、印鑑登録、各種証明発行等の窓口業務は、高度な情報機器を活用したオンライン化によって効率的な事務処理が可能となり、時間短縮など市民サービスの向上が図られている。

さらに、平成15年度から住基ネットワークシステムによる住民基本台帳カードの発行や、住民票の写しの広域交付などのサービスが開始されたことに加え、本市では平成26年7月から住民基本台帳カードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを導入した。現在は、閉庁日・時間外における住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書の発行が可能となっている。

なお、住民基本台帳カードは平成27年12月28日をもって新規交付を終了し、平成28年1月からはマイナンバーカード（個人番号カード）の交付を開始している。

また、平成17年度から全ての戸籍事務のコンピュータ化による証明書発行の迅速化及び事務の効率化を図るほか、住所異動に伴う関連手続きを1箇所で行うなど、より質の高いサービスの向上を目指している。

1 戸籍数及び人口・世帯数

(各年度4月1日現在、カッコ内は日本人人口及び日本人を含む世帯)

年度	住 民 基 本 台 帳 人 口				本 籍 人 口	
	男	女	計	世 帯 数	人 口	本 籍 数
29	127,804 (126,266)	137,102 (134,644)	264,906 (260,910)	101,462 (99,166)	275,892	113,070
30	127,473 (125,848)	136,374 (133,894)	263,847 (259,742)	102,346 (99,983)	274,339	112,797
31	127,169 (125,343)	135,940 (133,328)	263,109 (258,671)	103,432 (99,799)	272,880	112,522

2 届出件数

(平成30年度)

区 分	件 数	
戸 籍	11,566	
内 訳	出 生	2,727
	死 亡	3,419
	婚 姻	2,457
	そ の 他	2,963
住民基本台帳	51,652	
内 訳	出 生	2,094
	死 亡	2,936
	転 入	6,415
	転 出	6,122
	転 居	5,492
	そ の 他	28,593
計	63,218	

3 証明等件数

(平成30年度)

区 分	件 数
戸 籍	94,268
住 基	191,830
印 鑑	74,320
通知カード	717
個人番号カード	2,722
税 証 明	67,231
臨 時 運 行	1,653
照 会 等	6,860
計	439,601

<内訳> (平成30年度)

区 分	件 数
本庁(公用含む)	232,257
美山総合支所	2,820
越廼総合支所	929
清水総合支所	6,410
川西連絡所	5,319
森田連絡所	30,686
東足羽連絡所	7,404
殿下連絡所	131
国見連絡所	683
東サービスセンター	50,865
南サービスセンター	39,226
西サービスセンター	24,669
北サービスセンター	38,202
計	439,601

4 年齢別人口統計

(平成31年4月1日現在、外国人を除く)

年齢	< 年齢毎の統計 >			< 累計 >			年齢	< 年齢毎の統計 >			< 累計 >		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計
0	1,060	967	2,027	1,060	967	2,027	55	1,594	1,658	3,252	79,227	76,174	155,401
1	1,051	1,041	2,092	2,111	2,008	4,119	56	1,546	1,516	3,062	80,773	77,690	158,463
2	1,090	1,059	2,149	3,201	3,067	6,268	57	1,523	1,558	3,081	82,296	79,248	161,544
3	1,177	1,070	2,247	4,378	4,137	8,515	58	1,587	1,781	3,368	83,883	81,029	164,912
4	1,113	1,060	2,173	5,491	5,197	10,688	59	1,471	1,596	3,067	85,354	82,625	167,979
5	1,098	1,097	2,195	6,589	6,294	12,883	60	1,644	1,740	3,384	86,998	84,365	171,363
6	1,182	1,052	2,234	7,771	7,346	15,117	61	1,475	1,499	2,974	88,473	85,864	174,337
7	1,245	1,073	2,318	9,016	8,419	17,435	62	1,486	1,550	3,036	89,959	87,414	177,373
8	1,188	1,132	2,320	10,204	9,551	19,755	63	1,467	1,678	3,145	91,426	89,092	180,518
9	1,254	1,165	2,419	11,458	10,716	22,174	64	1,622	1,636	3,258	93,048	90,728	183,776
10	1,241	1,185	2,426	12,699	11,901	24,600	65	1,602	1,715	3,317	94,650	92,443	187,093
11	1,245	1,200	2,445	13,944	13,101	27,045	66	1,605	1,748	3,353	96,255	94,191	190,446
12	1,267	1,178	2,445	15,211	14,279	29,490	67	1,698	1,871	3,569	97,953	96,062	194,015
13	1,189	1,154	2,343	16,400	15,433	31,833	68	1,855	2,050	3,905	99,808	98,112	197,920
14	1,269	1,172	2,441	17,669	16,605	34,274	69	2,058	2,291	4,349	101,866	100,403	202,269
15	1,179	1,120	2,299	18,848	17,725	36,573	70	2,295	2,435	4,730	104,161	102,838	206,999
16	1,279	1,216	2,495	20,127	18,941	39,068	71	2,159	2,433	4,592	106,320	105,271	211,591
17	1,327	1,260	2,587	21,454	20,201	41,655	72	1,426	1,629	3,055	107,746	106,900	214,646
18	1,241	1,199	2,440	22,695	21,400	44,095	73	1,013	1,122	2,135	108,759	108,022	216,781
19	1,240	1,172	2,412	23,935	22,572	46,507	74	1,338	1,611	2,949	110,097	109,633	219,730
20	1,281	1,243	2,524	25,216	23,815	49,031	75	1,402	1,684	3,086	111,499	111,317	222,816
21	1,251	1,126	2,377	26,467	24,941	51,408	76	1,513	1,827	3,340	113,012	113,144	226,156
22	1,222	1,139	2,361	27,689	26,080	53,769	77	1,419	1,695	3,114	114,431	114,839	229,270
23	1,226	1,078	2,304	28,915	27,158	56,073	78	1,185	1,479	2,664	115,616	116,318	231,934
24	1,184	1,131	2,315	30,099	28,289	58,388	79	1,014	1,253	2,267	116,630	117,571	234,201
25	1,160	1,097	2,257	31,259	29,386	60,645	80	777	1,135	1,912	117,407	118,706	236,113
26	1,126	1,154	2,280	32,385	30,540	62,925	81	992	1,475	2,467	118,399	120,181	238,580
27	1,245	1,105	2,350	33,630	31,645	65,275	82	961	1,332	2,293	119,360	121,513	240,873
28	1,183	1,214	2,397	34,813	32,859	67,672	83	965	1,373	2,338	120,325	122,886	243,211
29	1,243	1,172	2,415	36,056	34,031	70,087	84	726	1,169	1,895	121,051	124,055	245,106
30	1,305	1,267	2,572	37,361	35,298	72,659	85	762	1,194	1,956	121,813	125,249	247,062
31	1,376	1,330	2,706	38,737	36,628	75,365	86	674	1,222	1,896	122,487	126,471	248,958
32	1,351	1,308	2,659	40,088	37,936	78,024	87	578	1,011	1,589	123,065	127,482	250,547
33	1,460	1,409	2,869	41,548	39,345	80,893	88	534	957	1,491	123,599	128,439	252,038
34	1,562	1,405	2,967	43,110	40,750	83,860	89	388	818	1,206	123,987	129,257	253,244
35	1,591	1,479	3,070	44,701	42,229	86,930	90	366	819	1,185	124,353	130,076	254,429
36	1,505	1,515	3,020	46,206	43,744	89,950	91	261	656	917	124,614	130,732	255,346
37	1,473	1,381	2,854	47,679	45,125	92,804	92	213	532	745	124,827	131,264	256,091
38	1,532	1,532	3,064	49,211	46,657	95,868	93	167	495	662	124,994	131,759	256,753
39	1,640	1,502	3,142	50,851	48,159	99,010	94	114	438	552	125,108	132,197	257,305
40	1,741	1,659	3,400	52,592	49,818	102,410	95	76	299	375	125,184	132,496	257,680
41	1,708	1,637	3,345	54,300	51,455	105,755	96	53	231	284	125,237	132,727	257,964
42	1,739	1,645	3,384	56,039	53,100	109,139	97	36	186	222	125,273	132,913	258,186
43	1,860	1,794	3,654	57,899	54,894	112,793	98	25	152	177	125,298	133,065	258,363
44	1,862	1,857	3,719	59,761	56,751	116,512	99	25	93	118	125,323	133,158	258,481
45	2,037	1,957	3,994	61,798	58,708	120,506	100	9	62	71	125,332	133,220	258,552
46	2,070	1,987	4,057	63,868	60,695	124,563	101	4	42	46	125,336	133,262	258,598
47	1,926	1,937	3,863	65,794	62,632	128,426	102	4	30	34	125,340	133,292	258,632
48	1,915	1,816	3,731	67,709	64,448	132,157	103	1	16	17	125,341	133,308	258,649
49	1,755	1,751	3,506	69,464	66,199	135,663	104	1	10	11	125,342	133,318	258,660
50	1,751	1,765	3,516	71,215	67,964	139,179	105		6	6	125,342	133,324	258,666
51	1,725	1,753	3,478	72,940	69,717	142,657	106	1	3	4	125,343	133,327	258,670
52	1,450	1,453	2,903	74,390	71,170	145,560	107				125,343	133,327	258,670
53	1,532	1,603	3,135	75,922	72,773	148,695	108		1	1	125,343	133,328	258,671
54	1,711	1,743	3,454	77,633	74,516	152,149							

5 外国人住民関係

市内在留外国人の公正な管理に資するため、中長期在留者の居住関係及び特別永住者に関する事務を行っている。

(1) 外国人住民数と世帯数

(各年度4月1日現在、日本人との混合世帯を除く)

年 度	世 帯 数	人 口	内 訳	
			男	女
29	2,296	3,996	1,538	2,458
30	2,363	4,105	1,625	2,480
31	2,700	4,438	1,826	2,612

(2) 外国人住民国籍別人口

(平成31年4月1日現在)

国 籍	男	女	合 計	国 籍	男	女	合 計
アイルランド	2	1	3	パラグアイ	0	2	2
アフガニスタン	3	4	7	バングラデシュ	11	9	20
アルジェリア	0	1	1	フィリピン	114	414	528
イスラエル	1	0	1	フィンランド	0	1	1
イタリア	5	1	6	ブータン	0	3	3
イラン	1	0	1	ブラジル	111	91	202
インド	10	1	11	フランス	3	2	5
インドネシア	68	11	79	ベトナム	380	349	729
ウクライナ	0	5	5	ベラルーシ	0	1	1
ウズベキスタン	2	0	2	ペルー	20	28	48
エジプト	1	1	2	ポーランド	1	0	1
オーストラリア	3	3	6	ポルトガル	1	1	2
オランダ	1	0	1	マレーシア	33	23	56
カナダ	10	4	14	ミャンマー	10	27	37
カンボジア	7	5	12	メキシコ	1	0	1
キリバス	0	1	1	モルディブ	1	0	1
グアテマラ	0	1	1	モンゴル	5	2	7
コロンビア	0	1	1	リトアニア	0	2	2
ジャマイカ	2	0	2	ロシア	6	16	22
スペイン	1	0	1	英国	9	3	12
スリランカ	13	3	16	韓国	343	449	792
セネガル	1	0	1	台湾	23	43	66
タイ	32	119	151	中国	430	888	1,318
タンザニア	0	1	1	朝鮮	59	38	97
チェコ	1	0	1	南アフリカ共和国	1	0	1
チリ	0	1	1	米国	56	38	94
ドイツ	1	0	1	無国籍	0	1	1
ナイジェリア	1	0	1	未定	1	0	1
ニカラグア	1	0	1				
ニュージーランド	0	1	1				
ネパール	39	16	55	総 計	1,826	2,612	4,438

住 居 表 示

本市は昭和20年の戦災によって市街地の90%が灰燼に帰したため、同21年には、戦災復興特別都市計画法の適用を受け土地区画整理事業に着手し、同時に町界町名についても整備計画として道路鉄道、河川等の境界によって町界とする街区方式を採ったのであるが、学童の通学区域、自治会の区域、その他従来の町名分裂等を理由に住民の強い抵抗によって原案は大幅に修正せざるを得なくなった。

その結果、町の境界形状は極めて複雑なものとなっていた。

折しも昭和37年5月に「住居表示に関する法律」が制定され、従来の土地の地番を住所として使用することをやめ、地番とは別に家屋、事務所等に誰にでもわかりやすい番号を付ける制度が発足した。

本市は昭和39年度から住居表示に取り組み、整備方法として街区方式を採用し、市街地を南北に縦断するJR北陸本線を中心として東西に一定の方向に（丁目）を配列し、その境界は全て道路、河川等の恒久的施設の側線をもって区画した。住居表示の実施により市民にとって住所の呼称が簡素化されると同時に訪問、調査事務等その日常生活に大きな利便をもたらしている。

住居表示実施状況

（平成31年4月1日現在）

(a) 市街化区域面積 (km ²)	(b) 住居表示実施面積 (km ²)	(b)/(a): 面積ベース実施率
46.85	19.07	40.70%
(a) 市街化区域内人口 (人)	(b) 住居表示実施区域内人口 (人)	(b)/(a): 人口ベース実施率
206,390	95,484	46.26%
(a) 市街化区域内世帯数	(b) 住居表示実施区域内世帯数	(b)/(a): 世帯ベース実施率
84,024	41,377	49.24%

広 聴

開かれた市政となるよう市政全般にわたる相談に対応し、広く市民からの意見・提案等の把握に努めるほか、市民と市長が直接対話する「あじさいトーク」や、市職員が市の取組や事業・制度について市民に説明する「市政出前講座」を実施している。

1 フェニックス通信

市民の意見や要望等を、市民ポスト、メール、電話等で受け付け、市政に関わることは、関係課へ供覧又は対応を依頼し、生活に関わることは、内容に応じて専門機関を紹介する。

（平成30年度 市政に関わること236件）

2 東村市長と語ろう！「あじさいトーク」

市長が各地域・各種団体等の活動場所へ出向いて、市民及び団体の活動状況を聞きながら、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現を目指し、語り合う。

（平成30年度 12回）

3 市政出前講座

市民に市政への理解と関心を深めてもらうため、市職員が公民館や集会場等に出向き、市を取り巻く状況や施策等について説明する市政出前講座を開催する。

(平成30年度 122回)

4 パブリック・コメント(市民意見募集)

市民の意見・要望を施策等の立案に反映させる機会を確保するため、パブリック・コメントを実施する。

(平成30年度 10件 ・ 意見提出者12人、意見46件)

5 各種相談

(平成30年度)

区分	相談の内容	件数
無料法律相談	市民生活上の法的な問題に関する事	152件
心配ごと相談	日常生活における悩みや問題等幅広い心配ごと	35件
人権悩みごと相談	いじめ、体罰、暴行、虐待、差別、その他の人権に関する事	9件
行政相談	国・独立行政法人・特殊法人等への意見・苦情等	41件
行政書士相談	官公署への各種手続きに関する事	71件
社会保険労務士相談	年金・社会保険制度、雇用問題等に関する事	29件
合計		337件

6 その他

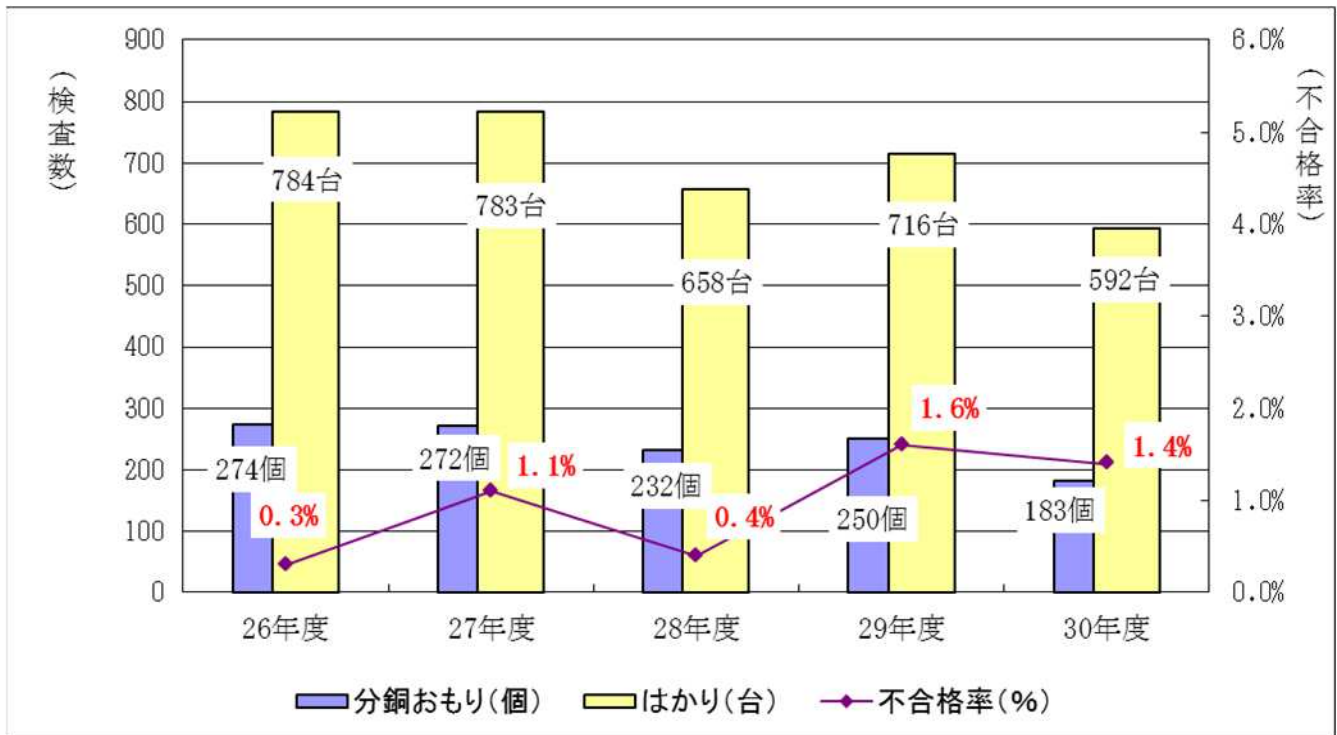
- ・市民サービスの向上を図るため、市の制度や手続き等の情報を掲載した「福井市市民便利帳」を、NTTタウンページ株式会社との共同により作成し、市内全世帯に配布した。(配布部数 約12万部)
- ・来庁者の利便性の向上を図るため、市役所内の課室等の配置や主な業務の担当課を掲載した「福井市役所庁舎フロアマップ」を作成し、庁舎内に配置した。
- ・市民に行政情報を提供するため、「市政情報コーナー」に市の広報紙をはじめ各部署のパンフレット等を配架した。

計 量 事 業

昭和58年4月1日、国より「特定市」の指定を受けたことに伴い、取引又は証明に使用されるはかりの定期検査、量目立入検査等、適正な計量を実施するため、計量法に基づき事業を行っている。

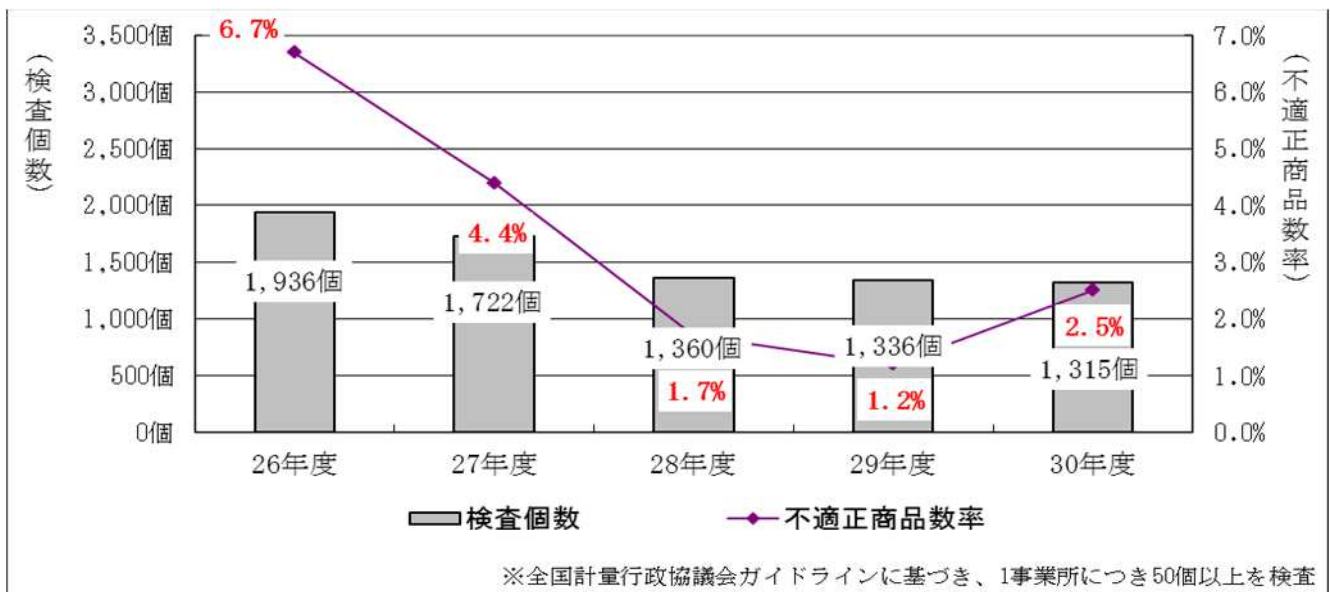
1 はかりの定期検査

計量法第19条の規定に基づき、スーパーや小売店、病院、薬局などで取引や証明に使用されるはかり等の検査を行う。



2 量目立入検査

計量法第148条の規定に基づき、食品の製造・販売を行っているスーパーや小売店に立ち入り、商品の量目検査を行う。



消費生活

高齢化の進展等による社会状況の変化や悪質商法の巧妙化に伴い、消費者問題はますます複雑かつ多様化してきており、これらに対する適切な対応が求められている。

本市では、消費者の自立と意識向上を図り、豊かで充実した暮らしを実現するため、消費生活相談や消費者教室の開催などの消費者保護・消費者教育、啓発の充実に努めている。

1 消費者保護事業

(1) 消費生活相談事業

社会状況の変化に伴い、消費者のニーズも多様化、高度化し、消費者問題も複雑化している。

これらの苦情や相談に適切な助言と処置を講ずるため、消費生活相談員を配置し相談業務を行う。

また、消費者の利益と安全を守るため、商品・サービス等に関する苦情・意見・要望を適切に処理し、問題解決のための助言、あっせん等を行う。

消費生活相談件数

年度	件数（特殊販売関係内数）	前年比
28	1,665（904）	0.99
29	1,977（772）	1.19
30	1,995（678）	1.01

(2) 消費生活用製品の立入検査

消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止し利益を保護するために、製品安全4法（「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」）に基づき、規制対象製品について、販売事業者への立入検査を実施する。

2 消費者教育・啓発事業

(1) 消費者啓発事業

豊かで充実した暮らしを送るため、消費生活に関する幅広い知識や消費者問題についての情報を提供する。

・「消費者月間」事業

5月の消費者月間に、全国統一テーマのもとパネル展示や街頭での啓発活動を実施する。

・消費生活や悪質商法等に関するパネル展示やパンフレット配布等の啓発活動を実施する。

・悪質商法による被害未然防止を目的に、劇団「王様」による寸劇公演をとおして啓発活動を実施する。

(2) 消費者教育事業

消費生活に関する正しい知識・選択ができる自立したかっこいい消費者を目指し、教室や講座を開催する。

・くらしの講座 ・消費者教室出前講座 ・子ども消費者教室

(3) 団体支援事業

（福井市くらしの会）

消費者意識の向上と自立する消費者の育成を目指す市内の3つの団体が構成されている。

加入団体・・・福井市連合婦人会、福井市母子寡婦福祉連合会、福井市消費者グループ連絡会

（福井市のくらしと環境をよくする会）

事業者、消費者、行政が一体となって、環境に配慮した循環型社会を実現するための事業に取り組んでいる。

市 民 協 働

少子・高齢、環境問題、教育問題、防災・防犯、魅力ある都市づくりなど、地域社会の課題はますます複雑多岐にわたり、法令などに基づく公平で画一的な行政サービスだけでは十分対応できないケースが多くなっている。これら地域社会の課題解決には、より質の高い公共サービスが求められており、市民と行政が互いに連携・協力していくことが重要である。

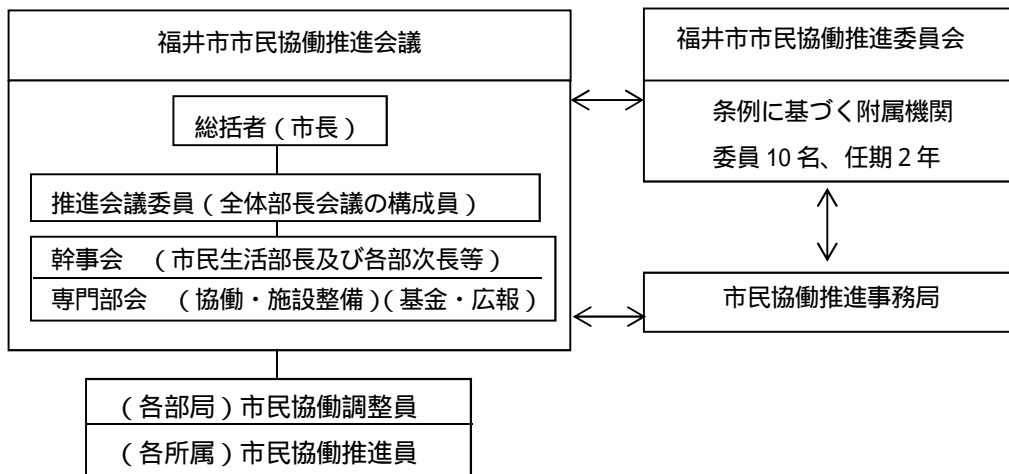
このような背景から、本市では「福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例」(福井市市民協働条例)を平成16年に施行した。この条例は、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市が行う施策等を定めており、『市民と行政との協働』が広く社会に浸透し、市民の多様で柔軟な取組みが実践されることが期待されている。

1 市民協働推進体制

福井市市民協働推進委員会の設置

市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関して市長等の執行機関の求めに応じて調査審議する附属機関を設置し、公募市民、学識経験者、非営利公益市民活動団体関係者、事業者で構成する委員10名を委嘱している。

市民協働推進体制図

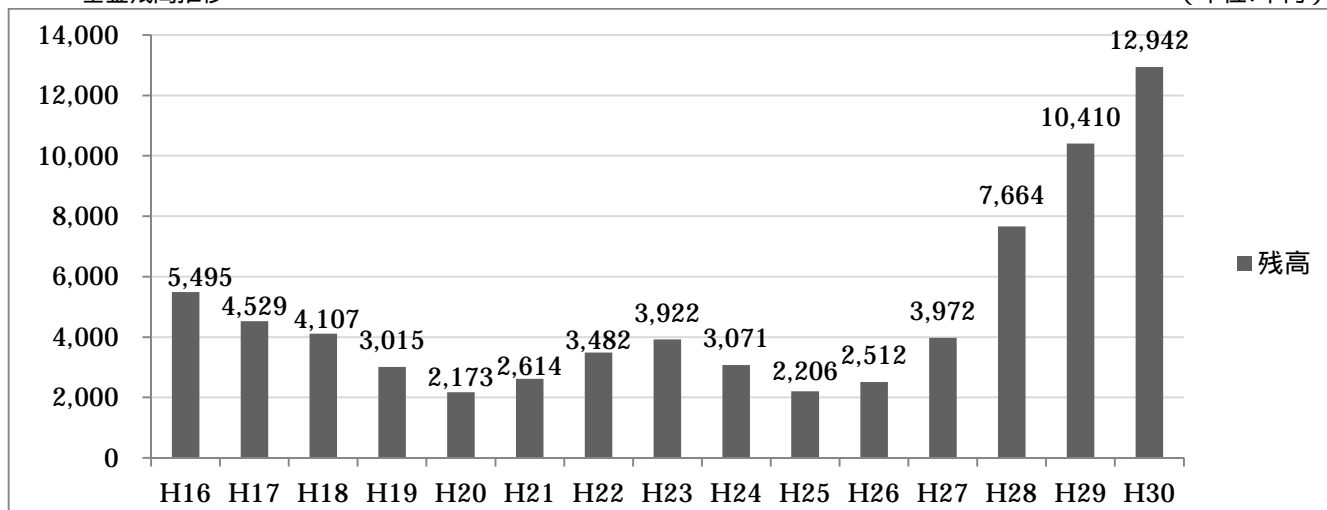


2 福井市非営利公益市民活動促進基金の設置及び助成

非営利公益市民活動を促進するため、基金を設置し、市費に加えて市民・事業者の寄附金を積み立てる。この基金を活用して、非営利公益市民活動団体が行う公益的な事業や小中学生が行うボランティア活動に助成する。

<基金残高推移>

(単位:千円)



<平成30年度 助成実績>

区分	実績	実施された事業の内容
非営利公益市民活動促進助成事業	6 団体申請 5 団体助成	「地域猫対策」の講演 & セミナー、観光通訳ボランティア養成講座、中央公園でのイベント、槇山園地にある遊具（ジャングルジム）の保全整備、そば処「ふくい」のPR
ボランティア活動協力校事業補助金	5 小学校 1 中学校	ボランティアについての学習会、福祉体験学習（車いす体験、アイマスク体験等） 老人福祉施設への訪問等

3 協働事業の実績

平成 30 年度の協働事業実績

(単位:件)

団体 \ 形態	業務委託	共催	実行委員会等	事業協力	補助・助成	後援	情報提供	合計
NPO 法人	10	0	0	3	4	0	0	17
NPO 法人を除く市民活動・ボランティア団体	7	5	0	12	6	9	1	40
行政関連団体	6	3	0	2	9	1	0	21
地域団体	4	0	0	4	15	2	4	29
実行委員会	1	0	6	1	11	0	0	19
合計	28	8	6	22	45	12	5	126

4 福井市総合ボランティアセンター

あらゆるボランティアに総合的に対応し、ボランティア活動の裾野を広げるための施設として、総合ボランティアセンターを設置している。ボランティアコーディネーターを配置し、相談業務やボランティアアカデミー等の事業を行うとともに、多様な市民活動を支援している。

< 施設の概要 >

所 在	福井市中央1丁目2-1 ハピリン4F
電話番号	0776-20-5107
開所時間	9時～21時(土、日は9時～17時)
休 所 日	月曜日、祝日、年末年始
主な業務	ボランティア活動・市民活動に関する相談、情報の収集・発信、講座の開催 ほか

危機・防災対策

福井市民の生命、身体及び財産を守り、市政に重大な影響を及ぼす危機の発生を抑止・軽減するため、「福井市危機管理計画」を策定した。危機事象のうち、自然災害及び油流出事故などの大規模な事故災害については、「福井市地域防災計画」に基づき、種々の対策を実施している。また、武力攻撃事態等、緊急対処事態については、「福井市国民保護計画」に基づき、必要な措置を講じる。災害時には、行政の「公助」としての防災活動と、市民の「自助」、「共助」の精神に基づく自主的な防災活動との連携が極めて重要となることから、市民の防災意識の高揚に努める。

1 防災訓練

平成10年6月に開催した福井震災50周年記念事業「世界震災都市会議」を契機として、福井地震の教訓を風化させることなく後世に伝えるため、平成11年度から市内全地区における自主避難訓練、平成12年度からは、6月の日曜日に市内4箇所の重点推進地区において市民参加型の防災訓練を実施している。平成17年度からは、平成16年7月に発生した福井豪雨災害から得た教訓をふまえ、総合的な防災訓練を実施している。

年 度	重 点 推 進 地 区
26	西藤島地区、木田地区、和田地区、宮ノ下地区
27	本郷地区、明新地区、清水北地区、一乗地区
28	春山地区、社西地区、美山地区、鷹巣地区
29	社北地区、松本地区、旭地区、大安寺地区
30	東藤島地区 河合地区 足羽地区 殿下地区

2 自主防災組織

昭和57年度から、災害時における地域防災活動の中心的存在となる自主防災組織の結成を促進しており、組織の結成に際しては、設置補助を行っている。

また、平成 17 年度から、各地区に対して自主防災組織連絡協議会の設置を推進し、結成率は平成 17 年度で 41.7%、平成 18 年度で 95.8%、平成 19 年度で 100% (48 地区) に達した。さらに、防災活動に対して、活動補助、防災資機材整備補助を行い、地域防災力の向上を図っている。

(自主防災組織結成率)

[年度末現在]

年 度	26	27	28	29	30
結成率 (%)	95.62	95.94	95.99	95.92	95.92

3 防災情報システム

災害時等に情報をいち早く伝達するための「デジタル防災行政無線固定系(同報系)システム」、情報を素早く収集し迅速な対応を行うための「デジタル防災行政無線移動系システム」を福井市内全域で整備した。また、屋外拡声子局等で放送した内容を電話で確認することができる自動応答装置を設置している。【電話 0 7 7 6 - 2 5 - 2 9 1 4 (にっこりふくいし)】

4 非常用貯水装置

災害時における飲料水を確保するため、昭和 57 年度から拠点避難所である小学校のグラウンド等に耐震性を有する非常用貯水装置を年次計画で設置し、非常用貯水装置設置困難地区にはペットボトル飲料水の備蓄を行っている。

年度	設置場所	年度	設置場所	年度	設置場所
57	順化・足羽小学校	14	社西小学校	25	大安寺・棗・清水北小学校・安居公民館 (飲料水備蓄) 上宇坂・下宇坂・羽生・越廼・鷹巣・文殊・上文殊・本郷地区
63	日之出小学校	15	東安居小学校		
2	湊小学校、防災センター	16	清明小学校		
3	松本小学校	17	河合小学校		
4	春山小学校	18	東郷小学校		
5	豊小学校	19	東藤島小学校	26	清水東小学校
6	和田小学校	20	酒生小学校	27	清水南小学校
7	宝永小学校	21	鶉小学校	28	清水西小学校
8	日新・木田・旭・円山・啓蒙・社北・明新・西藤島小学校	22	六条小学校	30	宮ノ下公民館
		23	国見小中学校		
9	社南小学校	24	岡保・中藤小学校 (飲料水備蓄) 一光・長橋・高須城・殿下 芦見・上味見・下味見地区		
11	森田小学校				
12	麻生津小学校				
13	中藤・一乗小学校				

5 防災備蓄倉庫

福井豪雨の教訓をふまえ、市民による災害時の防災活動が的確かつ迅速に実施できるよう、福井市内 56 ヶ所の小学校等に防災備蓄倉庫等を設置し、非常食、毛布及び簡易トイレ等を備蓄している。また、平常時においては、自治会や自主防災組織が防災訓練等に活用するなど、地域防災活動の拠点としている。

地区	設置場所	地区	設置場所	地区	設置場所	地区	設置場所
木田	木田小学校	西藤島	西藤島小学校	啓蒙	啓蒙小学校	鷹巣	高須城小学校
豊	豊小学校	河合	河合小学校	東藤島	東藤島小学校	国見	鮎川会館
足羽	足羽小学校	中藤島	中藤小学校	岡保	岡保公民館	殿下	殿下小中学校
清明	清明小学校	森田	森田公民館	和田	和田小学校	美山	美山公民館
麻生津	麻生津小学校	明新	明新小学校	酒生	酒生小学校	下宇坂	下宇坂分館
上文殊	上文殊小学校	日新	日新小学校	東郷	東郷小学校	羽生	羽生分館
文殊	文殊小学校	春山	春山小学校	一乗	一乗小学校	芦見	芦見分館
六条	六条小学校	宝永	宝永小学校	大安寺	大安寺小中学校	上味見	上味見分館
社南	社南小学校	松本	松本小学校	本郷	本郷小学校	下味見	下味見分館
社北	社北小学校	湊	湊小学校	棗	棗公民館	越廼	越廼中学校
社西	社西小学校	順化	順化小学校	鶉	鶉小学校	清水西	清水西小学校
安居	安居公民館	旭	旭小学校	宮ノ下	宮ノ下公民館	清水東	清水東小学校
一光	一光公民館	日之出	日之出小学校	鷹巣	鷹巣小中学校	清水南	清水南小学校
東安居	東安居小学校	円山	円山小学校	鷹巣	長橋小学校	清水北	清水北小学校

6 防災ステーション

阪神・淡路大震災の教訓を受け、災害時における支援物資の集積機能を持つ防災拠点施設として、平成12年9月に開館した。

(1) 建物概要

- ・ 所在地 福井市土橋町3-80-1
- ・ 敷地面積 11,634.98 m²
- ・ 延床面積 1,215.09 m²
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造(地上2階建)
一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 工期 平成11年9月～平成12年9月

(2) 施設概要

- ・ 1階 多目的ホール、防災資機材展示室、水防工法展示、煙中体験室、炊出室、備蓄倉庫
発電機室、事務所
- ・ 2階 対策指令室、待機室

(3) 利用状況

年度	26	27	28	29	30	開館からの累計
入館者数(人)	1,901	1,145	1,172	2,268	1,732	39,443

7 福井市避難支援プラン(避難行動要支援者避難支援制度)

高齢者や障がい者の方などの災害時の避難に支援を必要とする方(避難行動要支援者)から、地域への情報提供に関する同意申請を受け付けている。申請者の情報は名簿形式で自治会や防災会などに提供され、地域での平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てられている。

生活安全対策

犯罪のない明るく住みよい地域社会を実現するため、全国でも福井県にしか設置されていない防犯隊を中心として、地域安全活動に取り組んでいる。

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

名 称	設置年度	構 成	事 業 内 容
福井市防犯隊	昭和 46 年度	隊員総数 892 名 内) 隊長 1 名 副隊長 7 名 支隊長 52 名 副支隊長 52 名 隊員 780 名	防犯広報、防犯診断、警備警戒、少年非行の防止、行方不明者の搜索、他市町との相互応援
暴力追放福井市民会議	平成 10 年度	会長 1 名 副会長 4 名 理事 23 名 監事 2 名 (顧問 3 名)	暴力追放のための広報・啓発活動 暴力追放に関する情報等の提供

環 境 対 策

福井市は、緑あふれる山々や、清らかな川、美しい海岸など潤いのある豊かな自然に恵まれている。良好な環境保全と創造を総合的かつ計画的に進めていくため、平成 28 年に第 3 次福井市環境基本計画を策定し、地球温暖化防止やごみの発生抑制と資源としての活用に引続き取り組むとともに、環境問題を自らの問題として捉え行動できる人づくりを推進している。

一方で、従来から監視を目的として、環境に関する各法令及び条例に基づく調査等を実施している。大気汚染については、大気環境の状況を迅速、的確に把握するため 6 観測局での常時監視、水質汚濁については、公共用水域の水質状況の把握、監視を目的に、河川及び海域にて水質調査、地盤沈下については 4 観測所において常時観測を実施している。その他、騒音についても、道路交通騒音の状況調査等を行っている。

また、中核市移行に伴い、これまで行ってきた一般廃棄物処理業の許可・指導監督に加え、産業廃棄物処理業の許可等の業務など、廃棄物関連の許認可業務を一元的に行うこととなった。産業廃棄物の適正処理が進むよう廃棄物処理業者や排出業者への指導を行っている。

本市の環境の現況は、全体として良好な状況にあるが、将来に向けて更に維持向上していくためには市民、事業者、行政が一体となった取組が求められ、市においても更に関係部署との一層の連携を図りつつ、市民の健康の保護と環境保全のため、よりきめ細かな施策を実施する。

1 主 要 事 業

(1) 環境基本計画の策定・進捗管理

(2) 環境推進会議推進事業

自然環境の保護・活用事業

低炭素まちづくり事業

環境活動普及・推進事業

「福井市環境フェア」開催事業

(3) 自然活動促進事業

(4) 環境学習プログラム推進事業

(5) 環境アドバイザー派遣事業

(6) 公害防止のための監視及び調査

大気汚染常時監視

公共用水域及び地下水の水質調査

自動車騒音の調査

地盤沈下常時観測

土壌環境調査

公害の防止、環境保全の意識の啓発

公害発生源の監視と指導

(7) 廃棄物対策

廃棄物関係の許可・指導監督

不法投棄等不適正処理対策

P C B 廃棄物処理推進

2 陳情・苦情の受理と処理

公害に関する陳情、苦情については、原因の究明を行い、苦情の種類、性質に応じた解決策を検討し、発生源側に助言、指導を行うとともに、苦情申立者にも十分な説明を行っている。

近年の公害苦情の特徴としては、近隣公害的なものや、零細企業によるもの等が多くなっており、これらの対策が今後の課題である。

受理件数と解決件数

年度	大 気 汚 染		水質・地盤沈下		騒音・振動		悪 臭		そ の 他		計	
	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決
28	21	21	33	34	39	36	15	13	48	47	156	151
29	22	21	33	31	30	29	13	11	30	30	128	122
30	36	36	20	22	40	43	13	17	39	38	148	156

3 大気環境監視テレメーターシステム

大気汚染状況を迅速かつ的確に把握するため、市内4カ所及び永平寺町2カ所の観測局で常時監視を行っている。また、テレメーターシステムにより福井市役所内の中央監視局に収集した各局の測定データに基づき、大気汚染状況の分析や公害の未然防止対策の実施等を行い、良好な環境の保全に努めている。

各観測局の測定項目（自動測定記録装置）

（平成31年4月1日現在）

観測局名	設置場所	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	オキシタンツ	炭化水素	一酸化炭素	風向・風速	塩化水素	設置年度
福井観測局	豊島2丁目5-26											昭和50年度 (H31.4.1県より移譲)
石橋観測局	石橋町32字イノ上254-1											平成19年度
岡保観測局	岡保小学校敷地内											平成元年度
吉野観測局	吉田郡永平寺町松岡上吉野 39-12-1											平成元年度
松岡観測局	吉田郡永平寺町松岡吉野 25-18											平成2年度
自排福井観測局	下六条町17字立原2番											平成14年度 (H31.4.1県より移譲)

4 地盤沈下観測システム

地盤沈下の状況を的確に把握し、地盤沈下を未然に防止するために、市内4カ所の観測所で常時観測している。観測データを、福井市役所に設置した処理システムに収集し、これを基に地盤沈下の状況を解析して地盤沈下防止対策に資している。

各観測局の測定項目(自動測定記録装置)

(平成31年4月1日現在)

観測所名	位置	井戸深度	地盤沈下	地下水位	設置年度
木田観測所	明倫中学校	28m 130m			昭和51年度
春山観測所	春山小学校	43m 150m			昭和59年度
湊観測所	湊小学校	204m			平成元年度(水位) 平成4年度(沈下)
下荒井観測所	八幡神社境内	51m			昭和51年度

(注)下荒井観測所、木田観測所28m井は県設置

5 公共用水域水質調査

公共用水域の水質を的確に把握するために、市内14河川の19地点において5項目から86項目について、また越前海岸の7地先海域において5項目から7項目について調査を行っている。これらの調査結果を基に、公共用水域水質の状況を解析して水質汚濁防止対策に資している。

公共用水域の水質測定地点一覧

番号	河川名	調査地点	番号	河川名	調査地点	番号	海域名	調査地点
1	日野川	清水山橋	11	八ヶ川	水門	20	石橋地先	
2	足羽川	美山橋	12	江端川	江守橋	21	浜住地先	
3	"	天神橋	13	朝六川	大島新橋	22	亀島地先	
4	"	水越橋	14	七瀬川	御鷹橋	23	菅生地先	
5	天王川	末端	15	未更毛川	やすだ橋	24	三本木川地先	
6	荒川	東今泉橋	16	底喰川	護国橋	25	一光川地先	
7	"	水門	17	"	西野橋	26	大味川地先	
8	狐川	狐橋	18	芳野川	古市ふれあい橋			
9	馬渡川	馬渡北橋	19	志津川	水門			
10	"	馬渡大橋						

ごみ処理

平成26年2月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、国や県の基本計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合性をはかりごみ処理の方向性を定めた。

平成30年度に基本目標を見直し、令和5年度を目途に、市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量を850グラムに設定し、市民や事業者が2R（リデュース、リユース）に主体的に取り組めるよう次のような支援を行っている。

意識啓発や排出知識の周知のため説明会や広報物の配布を実施

資源物回収拠点（わかるば）を設置

使用済み小型家電の持込場所の増設

「ふくいマル優エコ事業所」認定制度の実施

多量排出事業者に対するごみ減量の指導

市民団体や民間事業者が取り組む資源化の支援

現有施設の維持管理と新たな処理施設等の検討

また、本市では、環境への負荷ができる限り小さくなるよう、効率的な収集運搬と、適切な焼却、破砕等の処理を行い、最終処分（埋立）を行っている。

1 ごみ分別収集

（1）家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、下表のとおり分別収集を行っており、一部を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

ごみ集積所数 5,512カ所（内、資源ごみ集積所数 2,490カ所）		（平成31年4月1日現在）	
種 類 ・ 品 目	収 集 回 数	収 集 方 法	
燃やせるごみ	週2回（指定の曜日）	ステーション方式	
燃やせないごみ	月2回（第1、3又は2、4の指定の曜日）		
プラスチック製容器包装	週1回（指定の曜日）	ステーション方式、または資源回収拠点への自己搬入	
缶	月2回（指定の水曜日）		
びん（無色、青・緑、茶、黒）	月1回（指定の水曜日） 美山区域は1月、2月の収集なし		
ペットボトル	月1回（指定の水曜日）		
ダンボール・紙製容器包装・紙パック	月1回（指定の水曜日）		
乾電池	月1回（指定の水曜日） 美山区域は1月、2月の収集なし		
蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定の水曜日） 美山区域は1月の収集なし 越廼・清水区域は月1回第4木曜日		
スプレー缶・ライター	月2回（指定の曜日）		
燃やせる粗大ごみ	月～金曜日：戸別収集・自己搬入（祝日を除く） 第2日曜日：自己搬入		自己搬入、または申し込みによる戸別収集
燃やせない粗大ごみ	（広域圏清掃センターのみ第2・4日曜日）		

(2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、原則として許可業者によって収集されている。ただし、少量排出事業者（月に50袋以内（約250kg））については、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業系指定ごみ袋を使用して排出することができる。

(3) ごみ区分別 収集概要

（平成31年4月1日現在）

区 分	収 集 主 体	世帯数(世帯)	人口(人)	比率(%)
燃やせるごみ	直 営 (収集資源センター)	32,307	81,660	31.0
資源ごみ(缶)		68,733	175,587	66.7
燃やせるごみ	委 託	71,125	181,449	69.0
資源ごみ(缶)		34,699	87,522	33.3
燃やせないごみ		103,432	263,109	100
プラスチック製容器包装				
資源ごみ(びん・乾電池)				
〃 (ペットボトル)				
〃 (ダンボール・紙製容器包装・紙パック)				

2 ごみの処理・再資源化

(1) ごみの処理・再資源化の状況

処理の方法・分別の種類		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
焼却等処理	燃やせるごみ	73,213	72,321	71,992	71,437	69,939	
	燃やせないごみ	11,316	11,587	11,266	10,986	11,447	
再資源化	びん	1,218	1,177	1,128	1,073	1,099	
	缶	399	388	372	351	343	
	ペットボトル	248	242	238	227	252	
	プラスチック製容器包装	1,884	1,892	1,938	1,968	2,044	
	ダンボール・紙製容器包装・紙パック	917	849	789	762	741	
	乾電池	43	53	44	47	53	
	スプレー缶	4	4	4	4	5	
	蛍光灯	20	20	19	18	21	
	新聞・雑誌	7	7	8	14	14	
	小型家電	86	92	78	69	93	
ごみの量(t)		89,355	88,632	87,876	86,956	86,052	
1人一日あたりのごみの量(g)		*1	917	909	907	900	894
古紙等集団資源回収等		5,891	5,645	5,516	5,039	4,904	
総排出ごみ量(t)		*2	95,246	94,277	93,392	91,995	90,956
1人一日あたりの総排出ごみ量(g)		*3	978	967	964	951	944

*1 ごみの量/人・日

*2 ごみの量 + 古紙等集団資源回収等

*3 総排出ごみ量/人・日

(2) ごみ処理施設

福井・美山区域の燃やせるごみの焼却施設として福井市クリーンセンターを、燃やせないごみの処理施設として福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターを指定するとともに、越廼・清水区域の燃やせるごみ・燃やせないごみの処理施設として、鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターを指定している。

また、収集資源センターは、直営による収集業務の基地として、収集車両の整備保管を行うとともに、資源ごみ等の拠点回収施設として、市民がいつでも資源ごみ等を持ち込むことが出来る拠点と位置づけている。

なお、主な資源ごみは、市内の民間処理施設で選別・梱包等の中間処理を行うとともに、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において、最終処分が行われている。

(平成31年4月1日現在)

施設名	福井市クリーンセンター		福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	
	焼却施設		焼却施設	破碎処理施設
所在地	福井市寮町50-41		あわら市笹岡33-3-1	
敷地面積	14,100㎡		20,200㎡	
建物面積	5,187㎡		14,243㎡	
竣工年月	平成3年3月		平成7年9月	
公称能力	345t / 24h		222 t / 24h	90 t / 5h
基数	115t / 24h × 3基		74 t / 24h × 3基	1基
集塵装置	バグフィルター		バグフィルター 乾式有害ガス除去装置	サイクロン バグフィルター
型式	全連続燃焼式流動床炉		全連続燃焼式焼却炉	回転式破碎機
工事施工者	石川島播磨重工業(株)		JFE エンジニアリング(株)	
建設費	7,863,446千円		17,880,000千円	

施設名	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	破碎処理施設
所在地	鯖江市西番町15-30	
敷地面積	22,300㎡	
建物面積	3,304㎡	2,533㎡
竣工年月	昭和61年4月	平成5年4月
公称能力	120t / 16h	50 t / 5h
基数	60t / 16h × 2基	1基
集塵装置	バグフィルター	サイクロン バグフィルター
型式	准連続式流動床炉	回転式破碎機
工事施工者	荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	2,070,000千円	2,389,600千円

搬出施設別最終処分場施設

搬出施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残渣、 生成物	燃やせないごみの残渣、生成物	焼却残渣、砂礫
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場	夢の杜おた
埋立面積		41,300 m ²	19,400 m ²
埋立容積		231,000 m ³	116,800 m ³
竣工年月		平成 11 年 3 月	平成 7 年 3 月
埋立開始		平成 11 年 4 月	平成 14 年 4 月
浸出水 処理方式		カルシウム除去処理、生物処理、 凝集沈殿、砂ろ過、活性炭、滅菌	生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、滅菌

施設名	福井市収集資源センター			
	収集関係施設		資源ストックヤード	
所在地	福井市南江守町 2 - 1			
敷地面積	13,743 m ²			
建物面積	管理棟	1,497.87 m ²	資源物 ヤード	192 m ²
	車庫	645.81 m ²		
	倉庫等	600.35 m ²		
	計	2,744.03 m ²		
機種	高圧洗浄機	5 基		
開設年月	昭和 36 年 5 月		平成 5 年 1 月	